

○財務省告示第二百十六号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
三十年七月二十三日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年八月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百七十二回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七							六							五	
額最		口		イ		払込金			口		イ		発			方募	
低額面金	行争非者特国入価	争入札	非価・第I	者・第I	特別参加市場	国債発行	入札競争額	入札競争額	争入札	非価・第I	者・第I	特別参加市場	国債発行	入札競争	入札競争	法入決定の	
五万円				一六六三	六千七万六千四百六十九億五千五百			額億額						込募各当も各		価一	
				万千十兆	六千七万六千四百六十九億五千五百			面二面						み限国ての申		格国	
				三千百六千四百六十九億五千五百				金額万額で三兆六千四百五十五						の度の債るからそのうち応募額を順次割り		競市場特別参加者	
				六百四十億六千五百				で六千七百四十四億円						応募額を割り当てる。		争入札発行」という。	
				円										を割り当てる。		。I非	
				円										を割り当てる。			
				億										を割り当てる。			
				千										を割り当てる。			
				五										を割り当てる。			
				百										を割り当てる。			
				七										を割り当てる。			
				十										を割り当てる。			

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行	の記載又は記録は、最低額面金
十一	発行価格	額の整数倍の金額によるものと
十二	発行期限	平成三十年七月二十三日
十三	償還金額	額面金額を支払い、その翌営業日に
十四	場元金支払額	日本銀行額面金額につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成三十年七月二十三日